
多久市国土強靱化地域計画

令和 8 年 3 月

多久市

目 次

I 基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 策定の根拠	1
3 基本目標	1
4 国土強靱化基本計画との調和	2
5 計画期間	2
II 想定するリスク	3
1 本市の特性	3
(1) 位置・面積等	3
(2) 地勢・地質	3
(3) 河川	3
(4) 活断層	3
(5) 気候	4
2 過去の災害被害	4
(1) 大雨	4
(2) 台風	7
(3) 地すべり等	9
(4) 地震	10
3 計画において想定するリスク	11
(1) 豪雨・大雨（洪水）	11
(2) 台風	11
(3) 地すべり等	12
(4) 地震	12
III 脆弱性評価	12
1 脆弱性評価について	12
2 事前に備えるべき目標	13
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	14
4 施策分野	16
5 評価結果	16
IV 施策分野ごとの推進方針	17
1 行政機能・情報手段・組織	17
2 生活・環境・文教	19
3 保健医療・福祉	20

4 経済・産業	20
5 市土整備・交通	22
V 計画の推進と不断の見直し	25
【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果	26
【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果	38
【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針	43
【別紙4】重要業績指標	57
【別紙5】施策分野における個別事業一覧	59

I 基本事項

1 策定の趣旨

本計画は、近年みられる台風の大型化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本市においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な市土・地域・経済社会を構築するため、本市における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。

2 策定の根拠

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定する。

《参考》基本法より

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

3 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）が掲げる基本目標は普遍的なものと考えられることから、本計画においても基本計画の基本目標を準用し、次の4つの基本目標を設定する。

- （1）人命の保護が最大限図られること
- （2）市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- （3）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4）迅速な復旧復興

4 国土強靱化基本計画との調和

本計画は、基本法第14条の規定を受け、国の基本計画との調和が保たれたものとなるように策定する。

《参考》基本法より

(国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係)
第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

ただし、令和13年度以降も、当該地域計画の内容を引き継ぎ、取り組みを推進していくものとする。

また、本計画は国土強靱化に関する施策の指針として、市政の基本方針である「多久市総合計画」と整合を取る必要があることから、今後、新たな「多久市総合計画」が策定された際は、それに合わせて、当該地域計画の内容と期間を変更することとする。

II 想定するリスク

1 本市の特性

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、本市が有する地勢・地質、気象等の特性を踏まえておく必要があることから、以下のとおり整理する。

(1) 位置・面積等

本市は、ほぼ佐賀県の中央に位置し、東西 14 km、南北 11.5 km、面積 96.56 k m²の周囲を山に囲まれた盆地であり、佐賀市、小城市、唐津市、武雄市、杵島郡江北町、大町町に隣接している。

(2) 地勢・地質

本市の地質は、北は花崗岩や古生層、西部は玄武岩、南部は第三紀の砂岩層や安山岩系で、東部は玄武岩、盆地底には山崎山・陣ノ辻山などの安山岩系とその周辺の第三紀の砂岩層、中央には今出川の扇状地の洪積層、河川流域の沖積層により生成されている。

(3) 河川

天山、船山、鬼の鼻山等の本市をとりまく周囲の諸山から源を発する河川は、市の中央部を東西に貫く牛津川（多久川）を主流として、南北より草木原、板屋、向谷、中通、今出、石原、別府の諸河川が合流して、東多久町納所をとおり、小城市を経て六角川に注いでいる。

これらの河川は、一般的に流路延長が短く、地形地質的にも条件が悪いため、特に牛津川（多久川）に注ぐ河川は、降雨量の多い時期には洪水が発生しやすい。

(4) 活断層

県内には、国の地震調査研究推進本部において「主要活断層帯」として評価対象となっている活断層（帯）として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、及び福岡県境近くの「日向峠－小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード 7.5 程度及びマグニチュード 7.2 程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。

また、これら 2 つの活断層帯のほかにも、唐津市池原付近から北西の海

域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、鹿島市の南を北西－南東に延びる西葉断層など、活動すれば大きな被害が生じる可能性のある断層（帯）は、県内各地に存在している。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

（5）気候

年間の平均気温は 16℃、年降水量は 1,800 mm ほどで比較的穏やかな風土ではある。しかし、冬場は天山山脈の吹き下ろしの北風がかなり厳しく低温で、夏は有明海から吹いてくる南風のため高温多湿の日が多い。過去、梅雨時期に大雨が降ることが多く、大きな被害をもたらしている。

また、夏から秋にかけて台風の被害もたびたび受けている。

2 過去の災害被害

国土強靱化の取組を進めるに当たっては、過去に実際に起きた災害を基に、その態様や規模等を踏まえ、今後起きうる災害を想定しておくことも重要であることから、被害発生に至るまでの経過も含めて、以下のとおり整理する。

（1）大雨

本市で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると前線、低気圧、台風の順である。

日降雨量 100mm 以上の大雨は、5月から7月の梅雨中心とした時期に最も多く、この3か月で年間のおおむね半分以上の降雨量を占めている。次いで、8月、9月の台風シーズンの順となっている。

日降雨量 200mm 以上の大雨や1時間降水量 50mm 以上の非常に激しい雨は、梅雨時期に多い。

大雨の降り方は、

- ① 短時間（1～3時間）に集中して降る
- ② 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる
- ③ 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち③の降り方は、特に大きな被害を引き起こすことがある。

II 想定するリスク

【佐賀県に被害をもたらした主な大雨】

災 害	概 要
昭和 28 年 6 月 25 日～28 日の大雨	<p>九州南岸にあった前線が佐賀県に北上し、前線上に波動が発生した。</p> <p>6 月 25 日朝方から降り始めた雨は、県中部の東多久では夜半にかけて 1 時間 40 ミリを超える激しい雨となった。積算雨量が 200 ミリに達した夜半頃から主要河川が次々決壊し、各地で地すべりや土石流が発生、26 日午前 8 時には 1 時間降水量が 100 ミリを超える猛烈な豪雨となり被害が増大した。</p> <p>被害地域は県下全域に広がり、筑後川流域の平野部では 10 日以上冠水が続いた地域があった。家屋や田畑の流失、埋没、橋の流失など年間県民所得の 6 割に相当する巨額の被害となり、死者・行方不明者も 62 名にのぼった。</p>
昭和 37 年 7 月 7 日～8 日の大雨	<p>済州島南に低気圧が、また五島付近の前線上に波動があり九州南部にのびていた前線は、低気圧の東進に伴って佐賀県まで北上した。</p> <p>県南部の太良町大浦では 7 月 8 日午前 1 時から 8 時までの 7 時間に 600 ミリを超える集中豪雨に見舞われ、特に午前 4 時から 7 時までは、1 時間 100 ミリを超える猛烈な雨が続き、3 時間降水量は 339 ミリに達した。</p> <p>雨は多良山地を含む地域に集中し、この地域での山地崩壊は 341 か所、住家の流失、埋没、全半壊は 353 棟にのぼった。太良町大浦地区では土石流により地区の半分が土砂に埋まり、大浦地区を中心に死者・行方不明者は 62 名という大きな被害が出た。</p>
昭和 38 年 6 月 30 日の大雨	<p>対馬海峡にあった前線が、福岡県から佐賀県に南下した。県北部の三瀬地区岸高の記録によると、6 月 30 日午前 2 時から雨が強くなり、午前 6 時と 9 時には 1 時間降水量が 100 ミリを超え、3 時間降水量も午前 3 時～6 時に 202 ミリ、さらに午前 6 時～9 時に 156 ミリを記録した。総降雨量は北部山沿い地方を中心に 500 ミリ以上に達した。</p> <p>山、がけ崩れはこの地域を中心に 926 か所、家屋の流失埋没による全半壊は 181 戸にのぼり、死者についても 15 名という大きな被害が出た。</p>
昭和 55 年 8 月 28 日～31 日の大雨	<p>8 月 28 日から 30 日にかけて九州北部から中部に前線が停滞し、台風第 12 号の間接的な影響もあって大気の状態が非常に不安定であった。</p> <p>28 日夜から前線の活動が活発になり、佐賀県では各所で 1 時間に 50 ミリ前後の激しい雨・非常に激しい雨が観測され、総降水量は、県下全域で 400 ミリから 500 ミリ、所により 568 ミリに達した。</p> <p>この雨で牛津川（多久川）の堤防が決壊して、牛津町のほぼ全町が浸水により孤立するという事態が生じた。その他にも、山崩れ、ため池決壊、ボタ山崩壊など県内各所で大きな被害が発生し、死者 4 名、住家の被害は、床上浸水 3,006 棟、床下浸水 16,965 棟に及んだ。</p>
平成 2 年 6 月 28 日～7 月 3	<p>梅雨前線が 6 月 28 日に九州北部に南下し、7 月 3 日まで九州付近に停滞した。</p>

災 害	概 要
日の大雨	<p>県内では2日の午前3時頃から記録的な大雨になり、県下全域の中小河川の水位は徐々に上昇し、いたる所で越水し破堤した。</p> <p>河川の越水等が重なった結果、牛津町（現在の小城市牛津町）では町全体の8割が浸水し、県全体でも越水と内水で県の平地部面積の半分が浸水した。その他にも、県南部及び中央部を中心として山地に起因する災害（林地の崩壊、土石流）が多発し、死者2名、住家の被害は、床上浸水4,635棟、床下浸水21,113棟に及んだ。</p>
令和元年8月27日～30日の大雨（令和元年佐賀豪雨）	<p>8月26日朝には九州南部付近にあった前線が、27日には対馬海峡付近まで北上し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、九州北部地方では大気の状態が非常に不安定となり、佐賀県では記録的な大雨となり、27日に唐津市厳木町付近で、28日に多久市及び南部（神崎市、吉野ヶ里町、佐賀市、小城市、武雄市、大町町、江北町、白石町付近）で、記録的短時間大雨情報が発表された。</p> <p>また、県内全てに大雨特別警報が発表された。</p> <p>この一連の大雨で1時間降水量では佐賀（佐賀市）の110.0ミリを含む2地点、3時間降水量では白石（杵島郡白石町）の245.0ミリを含む2地点、6時間降水量では白石の279.0ミリを含む2地点、12時間降水量では佐賀の294.5ミリ、24時間降水量では佐賀の390.0ミリを含む2地点、48時間降水量では佐賀の430.5ミリを含む2地点、72時間降水量では佐賀で461.0ミリとなり観測史上1位の値となった。</p> <p>この大雨により、六角川流域内において堤防からの越水や支流の氾濫が発生するなど、県内各地で土砂災害や浸水害が発生した。</p> <p>加えて、大町町では、浸水した鉄工所から工業用の油が流出し、周辺の住家や農地に影響を与えた。また、ほた山の一部斜面が崩壊したことに伴い、周辺住民を避難させることとなった。</p> <p>この災害による被害は、死者3名、住家被害は全壊87棟、半壊860棟、一部破損（浸水以外）24棟、床上浸水774棟、床下浸水4,308棟（令和2年1月23日時点 県把握分）に及び、その他にも土木被害、農林水産被害、商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
令和3年8月11日～17日の大雨（令和3年佐賀豪雨）	<p>8月11日から17日にかけて、対馬海峡付近に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、記録的な大雨となった。佐賀県では13日から14日までを中心に断続的に強い雨が降り、多久市においても11日の降り始めから14日までを中心に断続的に強い雨が降り、11日の降り始めから17日までの累積総雨量は、市内6か所の雨量観測所すべてで1,000ミリを超える大雨となった。</p> <p>県内では14日未明から朝にかけて線状降水帯が発生し、「顕著な大雨に関する情報」が発表された。なお、14日午前2時15分には大雨特別警報が武雄市と嬉野市に発表され、その後14市町（多久市、小城市、大町町、江北町、白石町、鹿島市、佐賀市、鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、有田町、</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	<p>みやき町、唐津市、玄海町)に追加及び継続で発表された。1日降水量は、13日に鳥栖市で332.5ミリ、14日に嬉野市で439.ミリ、唐津市264.ミリで観測史上1位の値を更新した。</p> <p>この大雨で、8月11日から19日24時までの期間降水量は、嬉野市、白石町、佐賀市では8月の平年の降水量の4倍、その他多くの観測点でも3倍となった。人的被害は軽傷者が4名、住家被害においては、住家の被害は、全壊5棟、半壊1,168棟、一部破損25棟、床上浸水303棟、床下浸水2,090棟に及んだ。</p>

(2) 台風

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風が市に接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力(大きさ、強さ)、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にある頃から、強い雨が降り出すことが多い。

台風の風速は、台風の中心から50~150km付近が最も強い。本市では、地形などの条件で中心から離れていても強風の影響を受けやすく、過去においてたびたび被害を受けている。個々の台風についての風速分布は一律でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、飛散物による人的被害にとどまらず建造物、樹木等を直接破壊するだけではなく、火災の延焼等を誘発する。

【佐賀県に被害をもたらした主な台風】

災 害	概 要
昭和20年9月17日(枕崎台風)	<p>9月17日に枕崎市付近に上陸した台風第16号は、時速50から60キロメートルの速度で九州を横断し、広島付近を経て日本海に抜け、能登半島、東北地方を横断して太平洋に出た。</p> <p>佐賀地方は、17日午前5時より次第に風速を増し、午後9時頃に最大風速が秒速18.8メートルを観測した。総降水量は、三瀬地方で16日から17日の降水量が680ミリを超えるなど脊振山地を中心に大雨が降り、佐賀、神埼、三養基、小</p>

災 害	概 要
	<p>城地方では河川が氾濫して堤防が随所決壊した。</p> <p>死者・行方不明者は101名、倒壊住家は304棟という甚大な災害となり、農水産物や玄海及び有明海方面では風害のため、水産、船舶にも甚大な被害が出た。</p>
<p>昭和24年8月16日～18日(ジュディス台風)</p>	<p>九州南端に上陸して北西進し、対馬近海から東寄りに向きを変え進んだ。この台風は平戸島を過ぎる頃から速度が遅くなり、8月15日から18日の総降水量は古湯地域で760ミリを超えた。</p> <p>死者・行方不明者は佐賀郡(現在の佐賀市)、小城郡(現在の小城市)を中心に95名、住家被害は全壊234棟、流失128棟、半壊610棟という甚大な災害となった。</p>
<p>平成3年9月13日～14日(台風第17号)</p>	<p>沖ノ島島付近で台風となり、沖縄本島を通り、奄美大島の西海上を通過して9月14日午前5時頃、長崎市付近に上陸した。</p> <p>佐賀県では14日午前5時頃から風雨が強まり、佐賀市では同日6時9分に南東の風、秒速54.3メートルの最大瞬間風速(観測史上1位)を観測した。</p> <p>この台風の影響により、佐賀市と七山村(現在の唐津市七山)で家屋の倒壊により各1名が死亡、住家被害は全壊9棟、半壊102戸、一部損壊110棟、その他にも土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>平成3年9月27日(台風第19号)</p>	<p>マーシャル諸島の西で台風となり、宮古島の東海上を通り、9月26日午後4時過ぎに佐世保市の南に上陸した。</p> <p>佐賀県では27日正午頃から暴風雨域に入り、佐賀市では同日午後4時46分に南南東の風、秒速52.6メートルの最大瞬間風速(観測史上2位)を観測した。</p> <p>台風第19号の約2週間後に上陸し、この台風の影響により、全壊23戸、半壊673棟、一部損壊34,208棟の住家被害が発生し、その他にも人的被害・土木被害・農林被害・商工被害等甚大な被害が発生した。</p>
<p>平成18年9月16日～18日の台風(台風第13号)及び秋雨前線豪雨</p>	<p>フィリピンの東海上で発生し、太平洋高気圧の南の縁に沿って発達しながら西に進み、その後東シナ海を北上した。</p> <p>佐賀県では17日午後2時頃から午後5時頃にかけてほぼ全域が暴風域に入り、佐賀市では同日午後6時50分に南南東の風、秒速50.3メートルの最大瞬間風速(観測史上3位)を観測した。</p> <p>記録的な暴風により県内各地で停電が発生し、17日午後8時には124,100世帯に達した。一部の地域では停電期間が3日間にわたり、各種情報収集の手段が断たれたことや高層アパートなどで断水が発生するなど、県民生活に大きな影響があった。</p> <p>また、同時期、対馬付近に停滞していた秋雨前線に台風からの湿った暖かい空気が流れ込み前線の活動が活発となった。</p> <p>このため、佐賀県北部では16日明け方から昼前にかけて局地的に50ミリメートルを超える非常に激しい雨となり、伊万里市では1時間に99ミリ、唐津市枝去木では1時間に89ミリ</p>

II 想定するリスク

災 害	概 要
	<p>という猛烈な雨を観測し、それぞれ日最大1時間降水量の極値を更新した。また、伊万里市や唐津市では土砂崩れや地すべりなどの土砂災害が発生し、3名が犠牲となった。</p> <p>さらに、この災害の影響により、有明海沿岸地域一帯を中心に広範囲にわたって水稲や大豆をはじめ農産物に甚大な被害が発生し、水稲については過去最悪の作況指数となった。</p>

(3) 地すべり等

本市は、3分の2が山地であり、地質的には第三紀層を主軸として、花こう岩、玄武岩、安山岩、沖積層から生成されており、花こう岩や玄武岩など崩れやすい土質となっている。また、第三紀層と安山岩、玄武岩の間では地すべりが起こりやすく、このため、大雨、豪雨時には土石流、急傾斜地崩壊、地すべり等が起こりやすい。

また、本市は旧産炭地で、市内にボタ山が数箇所あり、防災工事は行われているものの、大雨・豪雨時には地すべり等が起こりやすい。

【佐賀県に被害をもたらした地すべり等】

災 害	概 要
平成 18 年 9 月 16 日～18 日の台風(台風第 13 号)及び秋雨前線豪雨に伴う土砂災害	<p>《伊万里市南波多町府招の地すべり》</p> <p>9月16日午前10時30分頃、伊万里市南波多町府招の国道202号脇の山で、幅約100メートル、奥行き約170メートルにわたる地すべりが発生した。崩落した土砂により道路の一部が埋没し、家屋2戸が全壊、1棟が半壊するなどの被害が生じた。</p>
	<p>《唐津市相知町田頭の土砂崩れ》</p> <p>9月16日午前10時45分頃、山に沿って並んだ集落の背後の斜面が幅約300メートル、高さ約50メートルにわたって崩れ、民家1棟が全壊、4棟が半壊、3人が軽傷を負った。また、住宅を結ぶ坂道が土砂で埋没し、住宅数棟が孤立状態になった。</p>
平成 22 年 7 月 14 日発生 of 吉野ヶ里町永山地区土石流災害	<p>7月12日からの活発な梅雨前線の発達により吉野ヶ里町一帯に降り続いた雨は、12日午後3時から14日正午までの連続雨量475ミリ、13日正午から14日正午までの最大24時間雨量289ミリ、14日午前7時から午前8時までの最大時間雨量53ミリを記録した。</p> <p>14日午前9時20分頃、吉野ヶ里町永山地区内の溪流で土石流が発生し、人家損壊4棟、非住家全壊7棟、橋梁被災2橋、消防施設損壊1施設等の被害が生じ、県道中原・三瀬線及び町道永山・坂本峠線が寸断された。</p>

(4) 地震

県内の活断層の活動に伴う、規模の大きな地震は知られていない。

これまでに知られている県内の地震被害については、周辺地域の浅いところで発生した地震によるものが多い。

【佐賀県における過去の主要被害地震】

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
679年 (天武7年)	筑紫国	6.5 ~7.5	家屋倒壊多く、幅6メートル、長さ10キロメートルの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐 ・対馬	7.0	佐賀・平戸(瓦落つ)有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (明和6年7月28日)	日向 ・豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟(眉山崩壊による津波被害)。
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898年8月10~12日 (明治31年)	福岡県西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村(現在の佐賀市三瀬村)で器物の転倒
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下、陶器店の大皿割れる、神埼、唐津でガラス破損。
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、家庭用配線9か所切断。
1987年3月18日	日向灘	6.6	大きな被害なし

II 想定するリスク

発生年月日	震央地名	規模(M)	概要
(昭和 62 年)			
2001 年 3 月 24 日 (平成 13 年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし
2005 年 3 月 20 日 (平成 17 年)	福岡県 北西沖	7.0	みやき町で震度 6 弱を観測。 人的被害 重傷 1 名 軽傷 14 名 家屋被害 半壊 1 件 一部損壊 136 件
2016 年 4 月 14 日 (平成 28 年)	熊本地方	6.5	佐賀県南部・北部で震度 4 を観測
2016 年 4 月 16 日 (平成 28 年)	熊本地方	7.3	佐賀市、神崎市、上峰町で震度 5 強を観測 4 月 14 日からの一連の地震による被害は、重症者 4 名、軽傷者 9 名

3 計画において想定するリスク

本市の特性や過去の災害被害を踏まえ、いずれの災害についても、今後も本市に甚大な被害をもたらす可能性があると考えられることから、本計画の対象としては、大規模自然災害全般をリスクとして想定する。

また、これらの災害は、単独で発生するだけでなく、同時あるいは連続し、複合災害として発生し、より甚大な被害をもたらす可能性があることを想定しておく。

なお、本計画及び本市の国土強靱化に関する施策における自然災害の規模等については、概ね以下のとおりの前提とする。

(1) 豪雨・大雨（洪水）

ア) 昭和 28 年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生する。

イ) 昭和 37 年、38 年の連年にわたる集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発する。

(2) 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受ける。

(3) 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、同時多発的に発生する。

(4) 地震

本市は、海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これにより直接的に大規模な地震被害が生じる可能性は、比較的高くない。

一方で、佐賀平野北縁断層帯をはじめ、県内や周辺地域に存在する活断層（帯）を震源とする地震により、市内でもほとんどの地域で震度7又は震度6強の強い揺れを伴う地震が起きる可能性がある。

III 脆弱性評価

1 脆弱性評価について

基本法は、国土強靱化に関する施策を策定及び実施するに当たって従うべき方針の一つとして「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(脆弱性評価)を行うこと」を規定している(第9条第5号)。

また、基本法は、国の基本計画の策定に当たっては、「脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成」することを求めている(第17条第1号)。《参考》基本法より

(施策の策定及び実施の方針)

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

〔第1号～第4号省略〕

5 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行うこと。

〔第6号～第7号省略〕

(国土強靱化基本計画の案の作成)

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにする

ため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

- 2 本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。
- 4 脆弱性評価は、国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行うものとする。
- 5 脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行うものとする。

〔第6項～第8項省略〕

このため、本計画の策定に当たっては、次の手順に沿って脆弱性評価を実施する。

- ア)「事前に備えるべき目標」を設定し、その目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定し、これに対する施策について横断的に評価する。(基本法第17条第3号)
- イ) 国土強靱化に関する「施策分野」ごとに評価を行う。(基本法第17条第4号)
- ウ) 投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても評価を行う。(基本法第17条第5号)
- エ)「起きてはならない最悪の事態」を回避(リスクの一部低減を含む)するため、現在、市が行っている施策を抽出し、抽出した施策をまとめたものをプログラムとする。
- オ)「起きてはならない最悪の事態」を回避するための各プログラムを構成する施策ごとに、現行の取組で十分かどうかの分析・評価を行い、施策分野ごとに整理する。

2 事前に備えるべき目標

国の基本計画との調和を図りつつ、5つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」(次頁)を参照

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画との調和を図りつつ、本市の地域特性や想定したリスク等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」の達成を阻害する 21 の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定する。

⇒「事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧」（15 頁）を参照

III 脆弱性評価

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態一覧

基本目標	事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	
I 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生	
		1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生	
		1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	
		1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生	
		1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生	
	II 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
			2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足
	III 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態
3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断			
IV 迅速な復旧復興	4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない	4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態	
		4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止	
		4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止	
		4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断	
		4-5 市街地での大規模火災の発生	
		4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
		4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大	
IV 迅速な復旧復興	5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	5-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

4 施策分野

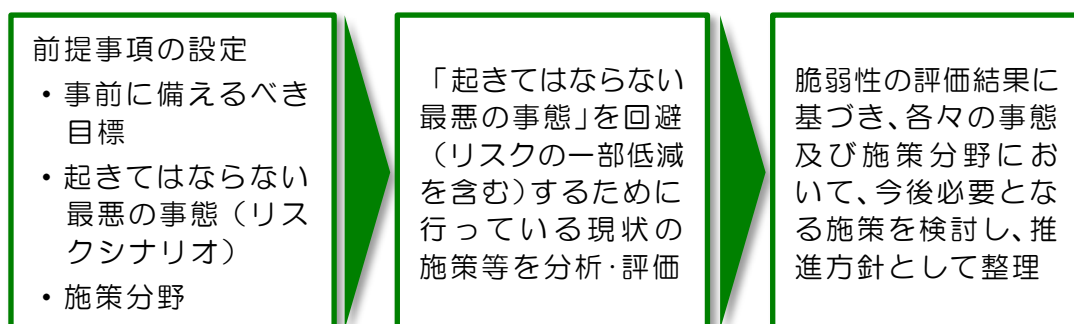
国の基本計画との調和を図りつつ、県の行政組織との整合性も勘案し、次の5つの国土強靱化に関する施策分野を設定する。

1. 行政機能・情報手段・組織 (総合政策／総務／情報政策／防災安全)
2. 生活・環境・文教 (市民／農林／都市建設／学校教育)
3. 保健医療・福祉 (福祉／高齢・障害者支援／健康増進)
4. 経済・産業 (総合政策／総務／農林／都市建設／商工観光)
5. 市土整備・交通 (農林／都市建設)

5 評価結果

脆弱性評価の結果は、【別紙1】及び【別紙2】のとおり。

【参考】脆弱性評価から推進方針の整理までの流れ



IV 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避し、4つの基本目標を達成するため、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として、次のとおり整理する（併せて、リスクシナリオごとの推進方針についても【別紙3】のとおり整理する）。

また、国土強靱化に関する施策を推進する重要業績指標（KPI）を、【別紙4】のとおり設定する。

なお、本計画で設定した21の「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても本市に対して多大な被害・損害を与えるものであること、また各最悪の事態を回避するためのプログラムを構成する個別の施策は、他のプログラムにも共通している場合が多いことなどから、本計画ではプログラム単位での施策の重点化や優先順位付けは行わず、各推進方針において必要に応じた重点化や優先順位付けの方針を示す。

※ 個別の事業については、【別紙5】のとおり。

1 行政機能・情報手段・組織

- 多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に実施。また、地域防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保に努める。 【防災安全課】
- 年次計画的に耐震性防火水槽の整備を行う。防火水槽の設置が困難な地区については、消火栓整備により、消防水利確保を行う。また、老朽化した防火水槽の整備補修についても計画的に実施する。 【防災安全課】
- 地域防災計画や各種マニュアル・ハザードマップについては、必要に応じて見直し修正を実施し、周知を行う。また、指定避難所における生活環境の（スフィア基準を目指した）抜本的な改善を行うとともに、災害用の食糧・資機材についても、継続的に備蓄を行う。 【防災安全課】
- 防災行政無線の効率的運用を図るため、定期的に運用方法の検討を行い、充実を図る。また、緊急情報メール通知サービスの周知を引き続き図ると

ともに、幅広い年齢層に対して新たな媒体で防災・災害情報の発信を検討する。 【情報政策課、防災安全課】

○ 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担による防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。 【防災安全課】

○ 地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていますが、さらに組織を充実強化するため、研修会や防災訓練を計画的に実施していく。あわせて、地域独自のマイ防災マップ作成の支援を実施していく。 【防災安全課】

○ 住民自らの避難行動及び迅速且つ安全な避難に結び付くよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。 【情報政策課、防災安全課】

○ 初動段階で上空からの情報収集により迅速に事態を把握するため、佐賀県消防防災ヘリコプター「かちどき」の運航について、必要な協力を行う。 【防災安全課】

○ 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも自家発電装置により活動を継続できるよう、県内の石油の小売事業者の団体や中核給油所、小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。 【防災安全課】

○ 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻な影響が及ばないように、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。 【防災安全課】

○ 大規模災害の発生時において、迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画（BCP）に沿って業務を継続するとともに、不断の見直しや研修等を通じた職員への浸透を図る。

【総務課、防災安全課】

○ 災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間団体等の各団体から人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用す

IV 施策分野ごとの推進方針

るため、受援計画の策定や応援協定等により、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。

【総務課、防災安全課、関係各課】

- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の高まりが大きな犯罪の抑止効果となることから、関係機関や団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組む。

【防災安全課】

2 生活・環境・文教

- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができよう、学校安全に関する教育を推進する。

【学校教育課】

- 児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される学校施設の安全性・機能性を確保するため、空調整備や老朽化対策等を計画的に実施する。

【学校教育課】

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。

【環境課、関係各課】

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。

【環境課】

- 多久の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。

【環境課、農林課、都市建設課】

- 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にす行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。

【環境課、農林課、都市建設課】

- 肥沃な大地を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。

【環境課、農林課、都市建設課】

3 保健医療・福祉

- 避難行動要支援者の把握を行うとともに、自主防災組織と連携し、継続的な避難支援体制の確立を図る。対象者の緊急時対応力を高めるとともに、避難施設として要支援者の受入れ可能な福祉施設等のネットワーク充実を進める。【防災安全課、高齢・障害者支援課】
- 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が施設等のBCP（業務継続計画）に基づき利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。【防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるように、避難所での居住性や安全性の確保の取組を推進する。また、福祉避難所の充実が図られるよう努める。【防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課、健康増進課】
- 備蓄品の品目及び数量については、県と市で役割分担を明確にし、市単独での保有が困難又は非効率であるアレルギー食品については、県において備蓄に努める。【防災安全課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。【健康増進課】
- 集団感染が懸念される麻しん、風しん、結核等の感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保並びに資質の向上等、必要な対策の総合的な推進を図る。【健康増進課】

4 経済・産業

- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。【防災安全課、商工観光課】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。

【防災安全課、商工観光課】

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」への支援に取り組む。 【商工観光課】
- 県と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。 【総務課】
- コミュニティや住民自治に関する啓発・学習機会の充実を進め、市民のコミュニティ意識の高揚に努める。 【総合政策課】
- 地域の課題解決を目指すため、地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、公益的な事業や自主的に実施されるコミュニティ活動に対し支援を行う。 【総合政策課】
- 定住奨励金制度の利用を促し、多久市での定住人口増加を図る。また、市外からの移住者を増やすために、移住フェアや地域おこしに関するイベント等で、多久の魅力をPRする。 【総合政策課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【環境課、農林課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林(もり)づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【農林課】
- 多久の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川をつなぐりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【環境課、農林課、都市建設課】
- 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にしている行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。 【環境課、農林課、都市建設課】
- 肥沃な大地を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林(もり)

づくりを推進する。

【環境課、農林課、都市建設課】

5 市土整備・交通

- 県と市が連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。 【都市建設課】
- 県と市が連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進することにより、木造住宅、沿道建築物の耐震化を促進する。 【都市建設課】
- 災害発生によるリスクに強い地域整備を実現するため、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業を推進する。 【都市建設課】
- 建築物の耐震化を促進することにより、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生の抑制へつなげる。 【都市建設課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。
【環境課、農林課、都市建設課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった直轄河川牛津川（多久川）などを中心に河川整備を進めていくよう、国及び県と推進を行っていくとともに、河川の適正な維持管理及び改修を行う。
【都市建設課】
- ダム、排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、適切な維持管理を行い、長寿命化と機能確保を図っていく。
【農林課、都市建設課】
- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設について地元の協力を得ながらの整備を進めていく。【都市建設課】
- 住民自らの避難行動及び迅速且つ安全な避難に結び付くよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。 【情報政策課、防災安全課】
- 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。
【情報政策課、防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課】

IV 施策分野ごとの推進方針

- 市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災安全課、都市建設課】
- 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。 【農林課】
- 防災重点ため池については、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農林課】
- 渇水時には、渇水調整会議の報告を受け、関係者との水利用調整等を十分に図る。 【農林課】
- 関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水源確保を図る。 【農林課】
- ダム施設の適切な管理運用を推進する。 【農林課】
- 農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給に努めるとともに、地下水かん養効果による鉱害での浅所陥没を含む地盤沈下の抑制を図る。 【農林課】
- 下水道等の生活排水処理施設については、単独浄化槽や汲み取り便所から公共下水道、農業集落排水又は合併処理浄化槽への転換を推進する。また、維持管理については、ストックマネジメント計画に基づき適切に実施する。 【環境課】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を県とともに策定し、取組を推進する。 【環境課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。 【都市建設課】
- 林業事業者（森林組合等）による間伐等施業の集約化を図り、高性能林業機械の導入による生産コスト低減や間伐材の有効活用を促進するとともに、林内路網の計画的な整備を進め、森林の適正維持管理に努める。また、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林課】

- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を実施する。【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。【都市建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【都市建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【都市建設課】
- 幹線道路の中でも佐賀唐津道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて推進を行っていく。【都市建設課】
- 佐賀県を横断する道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」整備の推進を行っていく。【都市建設課】
- 建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。【防災安全課】【都市建設課】
- 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家再生等推進事業を推進する。
【環境課】

V 計画の推進と不断の見直し

- 各施策分野間には、相互に密接な関連を有している施策も多くあるため、施策の推進に当たっては適切な役割分担や調整を図り、施策の実効性・効率性を高めるよう十分に配慮する。
- 計画期間中であっても、「多久市総合計画」のマネジメント・サイクルの実施と合わせ、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえた不断の見直しを行う。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことからこれまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市が発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 過去の大災害においては、大半のトイレが使用できない状況となり、健康被害や衛生環境の悪化につながったことから、指定避難所において、状況に応じた手法により快適に利用できるトイレの確保が必要である。
- スフィア基準に沿った避難所環境の整備（生活空間、生活用水等の確保）を進めていく必要がある。併せて、女性に配慮した避難所運営に努めることが必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 福祉施設については、自力避難が困難な方が多く入所していることから、災害発生時でもサービスの提供を継続させる必要がある。
- 近年、熊本地震や能登半島地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家再生等推進事業を推進する。

【環境課】

1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市が発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 過去の大災害においては、大半のトイレが使用できない状況となり、健康被害や衛生環境の悪化につながったことから、指定避難所において、状況に応じた手法により快適に利用できるトイレの確保が必要である。
- スフィア基準に沿った避難所環境の整備（生活空間、生活用水等の確保）を進めていく必要がある。併せて、女性に配慮した避難所運営に努めることが必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進めることが必要である。
- 河川整備にあたっては景観や自然環境の保全を考慮して進めることが必要である。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、施設の長寿命化と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市が発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 過去の大災害においては、大半のトイレが使用できない状況となり、健康被害や衛生環境の悪化につながったことから、指定避難所において、状況に応じた手法により快適に利用できるトイレの確保が必要である。
- スフィア基準に沿った避難所環境の整備（生活空間、生活用水等の確保）を進めていく必要がある。併せて、女性に配慮した避難所運営に努めることが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進めることが必要である。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行うことが必要である。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、長寿命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続し

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

て防災対策に取り組む必要がある。

- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が多発していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び県・市がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の整備に取り組む必要がある。
- 緊急情報メール通知サービスの周知を図るとともに、SNSやアプリ等、新たな防災情報の伝達手段について検討を行う必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進めることが必要である。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要であり、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったこ

とから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。

- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- 過去の大災害においては、大半のトイレが使用できない状況となり、健康被害や衛生環境の悪化につながったことから、指定避難所において、状況に応じた手法により快適に利用できるトイレの確保が必要である。
- スフィア基準に沿った避難所環境の整備（生活空間、生活用水等の確保）を進めていく必要がある。併せて、女性に配慮した避難所運営に努めることが必要である。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が県内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点に合った迅速かつ確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。
- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておく必要がある。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、備蓄物資や調達物資の輸送手段を確保しておく必要がある。
- 近年、熊本地震や能登半島地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館及び市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 孤立集落での住民避難や救助活動にはヘリコプターの活用が有効であることから、航空防災体制の整備に取り組む必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進める必要がある。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、長寿命化と機能確保が必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が多数存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館及び市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害対応に当たっては、初動段階での状況把握が何より重要であり、県・市町

が自らの判断で情報収集を行うことができるヘリコプターを保有しておくことが必要である。

- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の整備に取り組む必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 近年、熊本地震や大阪北部地震、北海道胆振東部地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館及び市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておくことが必要である。
- 近年、熊本地震や能登半島地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館及び市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 大規模災害が発生した際、市は災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておく必要がある。
- 大規模災害が発生した際、他の地方公共団体等外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠であることから、「多久市受援計画」を策定し、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、熊本地震や能登半島地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の整備に取り組む必要がある。
- 緊急情報メール通知サービスの周知を図るとともに、SNSやアプリ等、新たな防災情報の伝達手段について検討を行う必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」への支援を促進する必要がある。
- 近年、熊本地震や能登半島地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土が形成されている佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港へのアクセスの強化などを図る必要がある。

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により業務を継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 近年、熊本地震や能登半島地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。

【別紙1】リスクシナリオごとの脆弱性評価の結果

- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土が形成されている佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や污水处理施設の機能停止

- 筑後川水系では、10年に一度の渇水に対応する用水の確保が遅れており、数年に一度の渇水は、河川環境の保全や用水の取水等に支障を来している。
- 確保された水資源を安定して確実に上水や農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて公共下水道や農業集落排水の維持管理などが適正に継続できるよう経営基盤を強化することが必要である。

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 近年、熊本地震や能登半島地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたることから、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 市管理道路における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内各都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館及び市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、長寿命化と機能確保が必要である。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地に被害が及ぶため早急な整備が必要である。

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林（もり）づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び県・市がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸（がれき）等の災害廃棄物の大量発生が想定されるため、廃棄物の発生を抑制する必

要がある。

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 大規模災害が発生した際、他の地方公共団体等外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠であることから、「多久市受援計画」を策定し、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る必要がある。

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を確立が必要である。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心して暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を県と連携して行っていく必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本市の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生により倒壊し、避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、所有者の自主的な解体を促す必要がある。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

A) 行政機能・情報手段・組織

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていくことが必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 災害時は地域の助け合いが大切であり、地域の災害対応力の強化に取り組む必要がある。
- 災害時は迅速な情報収集・伝達が必要なことから、防災行政無線の設備機器等や消防防災ヘリコプターテレビシステムの受信局等の整備に取り組む必要がある。
- 災害対応に当たっては、初動段階での状況把握が何より重要であり、県・市町が自らの判断で情報収集を行うことができるヘリコプターを保有しておくことが必要である。
- 緊急情報メール通知サービスの周知を図るとともに、SNSやアプリ等、新たな防災情報の伝達手段について検討を行う必要がある。
- 孤立集落における住民避難や救助活動にはヘリコプターの活用が有効であることから、航空防災体制の整備に取り組む必要がある。
- 大規模災害が発生した際、市は災害対応の主体として重要な役割を担うことになると同時に、継続する必要性の高い多くの業務を抱えている一方、災害時には使うことができる資源（人、物、情報等）が大幅に制約を受けることが想定されることから、大規模災害時でも一定レベルの業務を的確に行えるよう、業務継続性を確保しておくことが必要である。
- 大規模災害が発生した際、他の地方公共団体等外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠であることから、「多久市受援計画」を策定し、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る必要がある。
- 災害時に電力の供給途絶が長期に及べば、防災関係機関等の応急対策に支障が生じることから、各施設が自家発電装置により活動が継続できるよう、燃料の優先供給を確保する体制を整備する必要がある。
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶すれば、避難住民の生活に深刻な影響が及ぶことから、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーとして、LPガス及びその消費装置の調達体制を整備しておく必要がある。
- 大規模災害の発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され、行政機関で災害対策に従事する職員等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。

B) 生活・環境・文教

- 近年多発する大規模災害において「公助の限界」が改めて浮き彫りになったことから、これまで以上に「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立が必要である。
- 市の発令する避難情報に対し、実際に避難する人の割合が極端に少ないことから、市民の防災意識が低いことがうかがえ、災害時の被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりの防災意識の向上が必要である。
- 登下校時や校内における事件、事故、災害から児童生徒を守るため、様々な場面を想定し、学校安全計画に基づいて、児童生徒の危険予測能力、危機回避能力等を向上させる必要がある。
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の醸成を図るとともに、関係機関が連携して、見守り活動への参加等や防犯カメラの設置等、ソフト・ハード両面からの防犯環境整備を充実させ、安全で安心に暮らせるまちづくりを行う必要がある。
- 近年、相次いで大規模災害が発生しており、一般廃棄物である災害廃棄物が大量に発生する恐れがある。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市民に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

C) 保健医療・福祉

- 近年の災害においても、要介護高齢者や障害者など避難行動要支援者が亡くなる割合が多いことから、要支援者への避難対策を更に充実させることが必要である。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- 災害関連死を防ぐためには、避難生活の負担緩和等の対策の更なる充実・強化が必要である。
- 過去の大災害においては、大半のトイレが使用できない状況となり、健康被害や衛生環境の悪化につながったことから、指定避難所において、状況に応じた手法により快適に利用できるトイレの確保が必要である。
- スフィア基準に沿った避難所環境の整備（生活空間、生活用水等の確保）を進めていく必要がある。併せて、女性に配慮した避難所運営に努める必要がある。
- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 災害時における医療について、対応力の向上や体制の整備を図る必要がある。
- 災害時のリスク分散及び医薬品等の迅速な供給のため、医薬品等を分散して備蓄しておく必要がある。
- グローバル化した現代社会において、人・物の交流、移動の増大により、様々な感染症が県内に侵入し、まん延する可能性があるため、市民の健康を守る“健康危機管理”の観点にたった迅速かつ的確な対応が求められており、普段から事前対応型の対策を推進する必要がある。

- 感染症は、適切な防疫措置を講じなければ感染が拡大していく可能性があり、特に麻しん、風しん、結核等の集団感染が懸念される感染症の発生に備えて、適宜、専門家等の助言を受け、総合的な対策の推進を図る必要がある。
- 確保された水資源を安定して確実に上水に利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。

D) 経済・産業

- 災害時における市民生活を確保するため、外部支援の時期も想定し、平常時から食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を進める必要がある。
- 物資の備蓄は、飲料水や食料品等、消費期限のあるものも多いことから、管理に適切な配慮が求められるとともに、購入や保管のコストが必要になる。
- 大規模災害時には、備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保が困難になることが想定されることから、輸送手段を確保しておく必要がある。
- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」への支援を促進する必要がある。
- あらゆる分野でグローバル化が進んでおり、多文化共生の重要性が増している中、外国人住民とともに地域活動の活性化等を図っていくことが重要となっており、多文化共生の地域づくりや人材育成を推進していく必要がある。
- 「共助」の基盤となる地域コミュニティの維持が必要である。
- 地域における自発的かつ主体的な取組は、これまでも行われてきたところであるが、今後更に自発の地域づくりを強力に推進するうえでは、地域の実情・実態に沿った支援を県と連携して行っていく必要がある。
- 人口減少社会を迎え、本市の人口は全国平均を上回るペースで減少しており、このままでは地域の活力低下が懸念される。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害、食料などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進めることが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林の管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び県・市がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林（もり）・緑づくりが必要である。
- 近年、集中豪雨等の異常気象が頻発化する中、森・川においては、荒廃森林の増加、洪水被害の多発化・激甚化や海域環境の悪化などの多くの問題が発生している。
- 森・川・海のつながりや管理の重要性などについて「森・川・海はひとつ」として市に広げ、市民一人ひとりの意識醸成や保全行動につなげるとともに、それぞれの役割に応じた市民協働による森・川・海の適切な管理や保全を進める必要がある。

E) 市土整備・交通

- 近年、熊本地震や能登半島地震など、規模の大きな地震が全国各地で頻発しており、佐賀県においても、佐賀平野北縁断層帯が主要活断層に指定されるなど、震度7の大規模地震がいつ発生してもおかしくないことから、建築物の耐震化は喫緊の課題となっている。
- 市民に最も身近な住宅については、佐賀県は全国に比べ耐震化が遅れている。

【別紙2】施策分野ごとの脆弱性の評価結果

- 大規模な地震発生時には、通常の廃棄物処理に加え、大量の倒壊家屋の残骸(がれき)等の災害廃棄物の大量発生が想定されたため、廃棄物の発生を抑制する必要がある。
- 地球温暖化により、今後、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変化、海面の上昇などが生じる可能性があり、災害などの様々な面で影響が現れることが予想されており、緩和策を着実に進めるとともに、すでに現れている影響や今後中長期的に避けることのできない自然や社会への影響を軽減する適応策を計画的に進める必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨による洪水被害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、河川整備等によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった治水対策を進める必要がある。
- 河川整備にあたっては、景観や自然環境の保全を考慮して進める必要がある。
- 市民が安心した暮らしを実感できるよう、「緊急性」「必要性」「効果」の観点から総合的に判断し、河川整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがあるダムや排水機場等の河川管理施設については、長寿命化と機能確保が必要である。
- 治水対策を進めていくために、行政のみならず、市民自身が河川に関わり、森・川・海の自然のつながりや河川の大切さを再認識し、防災意識の向上につなげていく必要がある。
- 近年、全国各地で集中豪雨等による土砂災害が多発化・激甚化しており、市民の生命財産を守るため、土砂災害防止施設整備によるハード対策と住民自らの避難行動につなげるためのソフト対策が一体となった土砂災害防止対策を進める必要がある。
- 土砂災害防止施設の整備にあたっては、「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、整備を行う必要がある。
- 今後、老朽化により機能低下のおそれがある土砂災害防止施設については、長寿命化と機能確保が必要である。
- 住民自らがリスクを察知し主体的に避難行動を起こすための取組を進める必要がある。
- 要配慮者利用施設等については、施設の所有者又は管理者と連携し、利用者を安全に避難させるための取組を進める必要がある。
- 築造後の経年変化により老朽化したため池は、豪雨や地震により決壊するリスクが高まっており、下流地域の農地等に被害が及ぶため早急な整備が必要である。
- 整備を必要とするため池は数が多く、整備には相当の期間を要する。
- 筑後川水系では、10年に一度の渇水に対応する用水の確保が遅れており、数年に一度の渇水時には、河川環境の保全や用水の取水等に支障を来している。
- 確保された水資源を安定して確実に農業用水などに利用するため、施設の整備や計画的な機能維持を図っていく必要がある。
- 生活排水処理については、さらに整備を推進していくとともに、今後は人口が減少し、老朽化施設が増大していく中、市の実情に応じて下水道や浄化槽の維持管理などが適正に継続できるように経営基盤を強化することが必要である。
- 近年、局地的豪雨が頻発する傾向にあり、市内でも山地災害が発生していることから、間伐等の森林整備を実施し、健全で災害に強い森林(もり)づくりが必要である。
- 木材価格の長期低迷、林業の担い手不足、森林所有者の高齢化等により森林管理が行き届いていない森林が見られることから、森林所有者、林業事業者、CSO等の森林ボランティア団体及び県・市がそれぞれの役割に応じた市民協働による森林(もり)・緑づくりが必要である。
- 道路については、災害時に期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して防災対策に取り組む必要がある。

- 市管理道路施設における道路防災点検で要対策箇所と判断された箇所が存在するため、計画的に防災対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する橋梁については、定期点検の結果を踏まえた長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ効果的な修繕を推進するとともに、耐震化対策に取り組む必要がある。
- 市が管理する道路附属物等においては、継続的な老朽化対策に取り組む必要がある。
- 近年、全国的に路面下空洞による事故が発生していることから、今後は調査・対応を実施し安全性の向上を図る必要がある。
- 小さな都市が各地に点在する分散型県土を形成している佐賀県にとって、県内都市間や隣県都市及び主要な物流拠点（空港、港湾、鉄道駅等）等を結ぶ交通ネットワークの強化が必要であるため、広域幹線道路（有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号）を基軸とした幹線道路ネットワークの整備が不可欠となっている。
- 航空輸送の拠点となる九州佐賀国際空港や、高度専門医療により市民の尊い命を守る佐賀県医療センター好生館及び市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。
- 大規模災害発生時には、多数の被災箇所の発生が予想され災害対策や応急復旧業務等を担う人材等が不足し、復旧・復興が大幅に遅れる事態が生じるおそれがあることから、必要な人材等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制を整備する必要がある。

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 大地震に伴う建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。【防災安全課】
- 地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていますが、さらに組織を充実強化するため、研修会や防災訓練を計画的に実施していく。あわせて、地域独自のマイ防災マップ作成の支援を実施していく。【防災安全課】
- 多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に実施。また、地域防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保に努める。【防災安全課】
- 年次計画的に耐震性防火水槽の整備を行う。防火水槽の設置が困難な地区については、消火栓整備により、消防水利確保を行う。また、老朽化した防火水槽の整備補修についても計画的に実施する。【防災安全課】
- 地域防災計画や各種マニュアル・ハザードマップについては、必要に応じて見直し修正を実施し、周知を行う。また、指定避難所における生活環境の（スフィア基準を目指した）抜本的な改善を行うとともに、災害用の食糧・資機材についても、継続的に備蓄を行う。【防災安全課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。【学校教育課】
- 児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される体育館としては、安全性・機能性を確保するため、空調整備や老朽化対策等を計画的に実施する。【学校教育課】
- 避難行動要支援者の把握を行うとともに、自主防災組織と連携し、継続的な避難支援体制の確立を図る。対象者の緊急時対応力を高めるとともに、避難施設として要支援者の受入れ可能な福祉施設等のネットワーク充実を進める。【防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課】
- 県と市が連携しながら耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。【都市建設課】
- 県と市が連携し、耐震化の必要性の一層の普及啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修費の補助等の対策を推進することにより、木造住宅、沿道建築物の耐震化を促進する。【都市建設課】
- 災害発生によるリスクに強い地域整備を実現するため、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業を推進する。【都市建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【都市建設課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を行う。【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多

岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。

【都市建設課】

- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【都市建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【都市建設課】
- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生により倒壊し、避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、社会資本整備総合交付金を活用し、所有者の自主的な解体を促進する。【環境課】

1-2 洪水に伴う広域かつ大規模な浸水による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。【防災安全課】
- 地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていますが、さらに組織を充実強化するため、研修会や防災訓練を計画的に実施していく。あわせて、地域独自のマイ防災マップ作成の支援を実施していく。【防災安全課】
- 多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に実施。また、地域防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保に努める。【防災安全課】
- 地域防災計画や各種マニュアル・ハザードマップについては、必要に応じて見直し修正を実施し、周知を行う。また、指定避難所における生活環境の（スフィア基準を目指した）抜本的な改善を行うとともに、災害用の食糧・資機材についても、継続的に備蓄を行う。【防災安全課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。【学校教育課】
- 児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される体育館としては、安全性・機能性を確保するため、空調整備や老朽化対策等を計画的に実施する。【学校教育課】
- 避難行動要支援者の把握を行うとともに、自主防災組織と連携し、継続的な避難支援体制の確立を図る。対象者の緊急時対応力を高めるとともに、避難施設として要支援者の受入れ可能な福祉施設等のネットワーク充実を進める。【防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課】
- 災害発生によるリスクに強い地域整備を実現するため、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業を推進する。【都市建設課】
- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【環境課、関係各課】
- 河川が氾濫した場合の地域への影響や近年に浸水被害があった直轄河川牛津川（多久川）などを中心に河川整備を進めていくよう、国及び県と推進を行っていくとともに、河川の適正な維持管理及び改修を行う。【都市建設課】
- ダム、排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、適切な維持管理を行い、長寿命化と機能確保を図っていく。【農林課、都市建設課】
- 住民自らの避難行動及び迅速且つ安全な避難に結びつくよう、適切に気象情

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 報、避難情報、災害情報を提供する。 【情報政策課、防災安全課】
- 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が施設等のBCPに基づき利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。 【情報政策課、防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課】
 - 市民の河川に関わる機会の創出などにより、市民の防災意識や災害対応力の向上に取り組む。 【防災安全課、都市建設課】
 - 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備を推進する。 【農林課】
 - 防災重点ため池については、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農林課】
 - 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。 【都市建設課】
 - 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【都市建設課】
 - 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。 【都市建設課】
 - 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
 - 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。 【都市建設課】
 - 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【都市建設課】
 - 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【都市建設課】
 - 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【都市建設課】
 - 多久の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川のつながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【環境課、農林課、都市建設課】
 - 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にする行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。 【環境課、農林課、都市建設課】
 - 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【環境課、農林課、都市建設課】

1-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。 【防災安全課】
- 地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていますが、さらに組織を充実強化するため、研修会や防災訓練を計画的に実施していく。あわせて、

- 地域独自のマイ防災マップ作成の支援を実施していく。 【防災安全課】
- 多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に実施。また、地域防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保に努める。 【防災安全課】
 - 地域防災計画や各種マニュアル・ハザードマップについては、必要に応じて見直し修正を実施し、周知を行う。また、指定避難所における生活環境の（スフィア基準を目指した）抜本的な改善を行うとともに、災害用の食糧・資機材についても、継続的に備蓄を行う。 【防災安全課】
 - 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
 - 児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される体育館としては、安全性・機能性を確保するため、空調整備や老朽化対策等を計画的に実施する。 【学校教育課】
 - 避難行動要支援者の把握を行うとともに、自主防災組織と連携し、継続的な避難支援体制の確立を図る。対象者の緊急時対応力を高めるとともに、避難施設として要支援者の受入れ可能な福祉施設等のネットワーク充実を進める。 【防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課】
 - 災害発生によるリスクに強い地域整備を実現するため、住宅・建築物安全ストック形成事業、公営住宅等整備事業を推進する。 【都市建設課】
 - 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、水災害に対する治水対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。 【環境課、関係各課】
 - 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設について地元の協力を得ながらの整備を進めていく。 【都市建設課】
 - 住民自らの避難行動及び迅速且つ安全な避難に結び付くよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。 【情報政策課、防災安全課】
 - 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が施設等のBCPに基づき利用者を安全に避難させる行動に結び付くよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。 【情報政策課、防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課】
 - 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理を図る。 【都市建設課】
 - 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【都市建設課】
 - 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。 【都市建設課】
 - 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
 - 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。 【都市建設課】
 - 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【都市建設課】
 - 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【都市建設課】
 - 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【都市建設課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 林業事業体（森林組合等）による間伐等施業の集約化を図り、高性能林業機械の導入による生産コスト低減や間伐材の有効活用を促進するとともに、林内路網の計画的な整備を進め、森林の適正維持管理に努める。また、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。 【農林課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海につながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSO との連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。 【農林課】
- 多久の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川につながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。 【環境課、農林課、都市建設課】
- 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にしている行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。 【環境課、農林課、都市建設課】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。 【環境課、農林課、都市建設課】

1-4 情報伝達の不備による避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

- 防災行政無線の効率的運用を図るため、定期的に運用方法の検討を行い、充実を図る。また、緊急情報メール通知サービスの周知を引き続き図るとともに、幅広い年齢層に対して新たな媒体で防災・災害情報の発信の検討を行う。 【情報政策課、防災安全課】
- 児童生徒自身がその生涯にわたり自らの安全を主体的に確保することができるよう、学校安全に関する教育を推進する。 【学校教育課】
- 県と連携し、防災や外国人相談などの多文化共生分野のボランティアの育成などを推進する。 【総務課】
- 住民自らの避難行動及び迅速且つ安全な避難に結びつくよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。 【情報政策課、防災安全課】
- 要配慮者利用施設等の所有者又は管理者が利用者を安全に避難させる行動に結びつくよう、適切に気象情報、避難情報、災害情報を提供する。 【情報政策課、防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課】
- 防災重点ため池については、県と連携・協力して危険の周知や避難行動につながる取組を進めていく。 【農林課】

1-5 避難生活の疲労や衛生・環境の悪化に伴う疫病・感染症等による多数の災害関連死の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。 【防災安全課】
- 地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていくが、さらに組織を充実強化するため、研修会や防災訓練を計画的に実施していく。あわせて、地域独自のマイ防災マップ作成の支援を実施していく。 【防災安全課】
- 多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に実施。また、地域防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保に努める。 【防災安全課】

- 児童生徒の学習・生活の場であり、災害時には地域住民の避難所としても使用される学校施設の安全性・機能性を確保するため、空調整備や老朽化対策等を計画的に実施する。【学校教育課】
- 地域防災計画や各種マニュアル・ハザードマップについては、必要に応じて見直し修正を実施し、周知を行う。また、指定避難所における生活環境の（スフィア基準を目指した）抜本的な改善を行うとともに、災害用の食糧・資機材についても、継続的に備蓄を行う。【防災安全課】
- 長期の避難生活を強いられる状況になった場合でも、できる限り避難生活の苛酷な状況を緩和できるよう、避難所での居住性や安全性の確保の取組を指針する。また、福祉避難所の充実が図られるよう努める。【防災安全課、福祉課、高齢・障害者支援課、健康増進課】
- 感染症発生時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から感染症の発生状況等の把握に十分努めるとともに、疫学的視点を重視しつつ、関係者が適切に連携し対応できる体制を整備する。【健康増進課】
- 集団感染が懸念される麻しん、風しん、結核等の感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、情報の収集・分析、相談対応、人材の育成確保並びに資質の向上等、必要な対策の総合的な推進を図る。【健康増進課】

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- 地域防災計画や各種マニュアル・ハザードマップについては、必要に応じて見直し修正を実施し、周知を行う。また、指定避難所における生活環境の（スフィア基準を目指した）抜本的な改善を行うとともに、災害用の食糧・資機材についても、継続的に備蓄を行う。【防災安全課】
- 備蓄品の品目及び数量については、県と市で役割分担を明確にし、市単独での保有が困難又は非効率であるアレルギー食品については、県において備蓄に努める。【防災安全課】
- 民間事業者等との災害時における物資の調達に関する協定締結を推進し、災害時における調達物資の品目及び調達先の多様化を図る。【防災安全課、商工観光課】
- 運輸事業者や関係団体等との災害時の応援協定等を促進し、災害時における備蓄物資や調達物資の輸送手段の確保に努める。【防災安全課、商工観光課】
- 県と市が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」の耐震化を促進する。【都市建設課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を行う。【都市建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。【都市建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【都市建設課】

- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【都市建設課】
- 幹線道路の中でも佐賀唐津道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて推進を行っていく。【都市建設課】
- 佐賀県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」整備の推進を行っていく。【都市建設課】

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 「緊急性」「必要性」「効果」などの観点から、総合的に判断し、土砂災害防止施設について地元の協力を得ながらの整備を進めていく。【都市建設課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。【都市建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。【都市建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【都市建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【都市建設課】
- 幹線道路の中でも佐賀唐津道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて推進を行っていく。【都市建設課】
- 佐賀県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」整備の推進を行っていく。【都市建設課】
- 市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。【都市建設課】

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。【防災安全課】

- 地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていますが、さらに組織を充実強化するため、研修会や防災訓練を計画的に実施していく。あわせて、地域独自のマイ防災マップ作成の支援を実施していく。 【防災安全課】
- 多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に実施。また、地域防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保に努める。 【防災安全課】
- 初動段階で上空からの情報収集により迅速に事態を把握するため、県が導入する消防防災ヘリコプターの運営について、必要な協力を行う。 【防災安全課】
- 防災行政無線の効率的運用を図るため、定期的に運用方法の検討を行い、充実を図る。また、緊急情報メール通知サービスの周知を引き続き図るとともに、幅広い年齢層に対して新たな媒体で防災・災害情報の発信の検討を行う。 【情報政策課、防災安全課】
- 県と市が連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。 【都市建設課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。 【都市建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。 【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。 【都市建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【都市建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【都市建設課】
- 幹線道路の中でも佐賀唐津道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて推進を行っていく。 【都市建設課】
- 佐賀県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」整備の推進を行っていく。 【都市建設課】
- 市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。 【都市建設課】

2-4 医療・福祉施設及び関係者の被災等による医療・福祉活動の絶対的不足

- 県と市が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。 【都市建設課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。 【都市建設課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。【都市建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【都市建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【都市建設課】
- 幹線道路の中でも佐賀唐津道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて推進を行っていく。【都市建設課】
- 佐賀県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」整備の推進を行っていく。【都市建設課】
- 市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。【都市建設課】

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能及び情報通信・放送機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災に伴う行政機能の大幅な低下や治安の悪化、重大事故が多発する事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。【防災安全課】
- 大規模災害の発生時において、迅速な応急対策活動を行いつつ、通常の行政サービスについても住民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、業務継続計画（BCP）に沿って業務を継続するとともに不断の見直しや研修等を通じた職員への浸透を図る。【総務課、消防防災課】
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の高まりが大きな犯罪の抑止効果となることから、関係機関や団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組む。【防災安全課】
- 県と市が連携しながら、耐震診断が義務化された「防災拠点建築物」の耐震化を促進する。【都市建設課】

3-2 情報通信の麻痺・長期停止、テレビ・ラジオ放送等の中断

- 防災行政無線の効率的運用を図るため、定期的に運用方法の検討を行い、充実を図る。また、緊急情報メール通知サービスの周知を引き続き図るとも

に、幅広い年齢層に対して新たな媒体で防災・災害情報の発信の検討を行う。

【情報政策課、消防防災課】

- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【都市建設課】

4 大規模自然災害発生後であっても、市民生活や経済活動（サプライチェーンを含む）を停滞させず、また制御不能な二次災害を発生させない

4-1 サプライチェーンの寸断、重要な産業施設の損壊や陸海空の交通ネットワーク、金融サービス等の機能停止による企業等の経済活動や競争力に甚大な影響が生じる事態

- 災害発生時における企業自身の「被害軽減」及び「早期の事業再開」への支援に取り組む。 【防災安全課、商工観光課】
- 県と市が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」の耐震化を促進する。 【都市建設課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。 【都市建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。 【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。 【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。 【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。 【都市建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。 【都市建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。 【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。 【都市建設課】
- 幹線道路の中でも佐賀唐津道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて推進を行っていく。 【都市建設課】
- 佐賀県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」整備の推進を行っていく。 【都市建設課】
- 市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。 【都市建設課】

4-2 長期にわたる電力やガス等のエネルギー供給の停止

- 災害時に電力の供給途絶が長期に及んでも自家発電装置により活動を継続できるよう、県内の石油の小売事業者の団体や中核給油所、小口配送拠点等との協力により、燃料の優先供給を受けられる体制の整備を図る。 【防災安全課】
- 災害時に避難所等へのエネルギーの供給が途絶しても、避難住民の生活に深刻

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

な影響が及ばないように、需要場所ごとに分散供給可能なエネルギーであるLPガスについて、LPガスの供給事業者の団体や中核充てん所等との協力により、消費装置も含めた調達体制の整備を図る。【防災安全課】

- 県と市が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」の耐震化を促進する。【都市建設課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。【都市建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。【都市建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【都市建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【都市建設課】
- 幹線道路の中でも佐賀唐津道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて推進を行っていく。【都市建設課】
- 市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。【都市建設課】

4-3 長期にわたる上水道や農業・工業用水等の供給停止や汚水処理施設の機能停止

- 渇水時には、渇水調整会議の報告を受け、関係者との水利用調整等を十分に図る。【農林課】
- 関係機関との調整を十分に行い、ダム等の水資源開発による水源確保を図る。【農林課】
- ダム施設の適切な管理運用を推進する。【農林課】
- 農業用水の配水施設の整備により用水の安定的供給に努めるとともに、地下水かん養効果による鉱害での浅所陥没を含む地盤沈下の抑制を図る。【農林課】
- 下水道等の生活排水処理施設については、単独浄化槽や汲み取り便所から公共下水道、農業集落排水又は合併処理浄化槽への転換を推進する。また、維持管理については、ストックマネジメント計画に基づき適切に実施する。【環境課】
- 生活排水処理事業における良好な事業運営を継続するため、生活排水処理の広域化計画を県とともに策定し、取組を推進する。【環境課】

4-4 交通機関の被災や交通施設の損壊等による基幹交通及び地域交通ネットワークの分断

- 県と市が連携しながら、耐震診断が義務化された「大規模建築物」の耐震化を促進する。【都市建設課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。【都市建設課】
- 重要インフラの緊急点検の結果を踏まえ、防災・減災・国土強靱化のために緊急性の高い道路から優先的に防災対策を行う。【都市建設課】
- 市管理道路の防災対策については、防災点検を実施するとともに、優先度評価を行い、優先順位の高い箇所から対策を実施する。【都市建設課】
- 通学路における歩道整備のうち通学路合同点検における要対策箇所の整備を行うことで、災害時における道路の利用者に対する道路の機能や安全性の向上に取り組む。【防災安全課】【都市建設課】【学校教育課】
- 道路については、災害時においても地域の輸送等、期待される役割や機能が多岐にわたるため、継続して通常管理（維持補修）、改良、歩道整備に取り組む。【都市建設課】
- 市が管理する橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁修繕を行い、早期補修が必要な橋梁の補修を完了し、予防保全的な橋梁の維持管理体制へと移行する。【都市建設課】
- 市が管理する道路附属物等については、点検結果を維持管理に反映させ、継続的な老朽化対策に取り組む。【都市建設課】
- 緊急輸送道路のうち交通量の多い路線や埋設物が多い都市部などの路面調査を優先的に実施するとともに、適切な処置を施すことで、陥没事故の未然防止に取り組む。【都市建設課】
- 幹線道路の中でも佐賀唐津道路などの基軸となる広域幹線道路ネットワークの整備に重点をおいて推進を行っていく。【都市建設課】
- 佐賀県を横断する有明海沿岸道路と縦断する佐賀唐津道路が接続するエリア「Tゾーン」整備の推進を行っていく。【都市建設課】
- 市の災害拠点病院である公立佐賀中央病院へのアクセスの強化などを図る必要がある。【都市建設課】

4-5 市街地での大規模火災の発生

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。【防災安全課】
- 地域防災の要となる自主防災組織は市内全域で組織化ができていますが、さらに組織を充実強化するため、研修会や防災訓練を計画的に実施していく。あわせて、地域独自のマイ防災マップ作成の支援を実施していく。【防災安全課】
- 多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に実施。また、地域防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保に努める。【防災安全課】
- 年次計画的に耐震性防火水槽の整備を行う。防火水槽の設置が困難な地区については、消火栓整備により、消防水利確保を行う。また、老朽化した防火水槽の整備補修についても計画的に実施する。【防災安全課】
- 公園緑地や道路等の都市施設については、避難地・避難路の確保、火災の延焼防止、救助・消火等の災害応急活動の円滑な実施を図るため、引き続き計画的な整備・維持管理等を図る。【都市建設課】

【別紙3】リスクシナリオごとの施策の推進方針

4-6 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ダム、排水機場等の河川管理施設については、老朽化による機能低下を回避するため、適切な維持管理を行い、長寿命化と機能確保を図っていく。
【農林課、都市建設課】
- 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備を推進する。
【農林課】

4-7 農地・森林等の荒廃や風評による被害の拡大

- 温暖化に伴う気候変動によって生ずる影響を軽減するため、農作物の高温障害対策等のそれぞれの事象に応じた適応策を推進する。【市民生活課、農林課】
- 関係市町や土地改良区などと協力して、排水機能が低下したクリークの護岸整備や危険なため池の整備を推進する。
【農林課】
- 林業事業体（森林組合等）による間伐等施業の集約化を図り、高性能林業機械の導入による生産コスト低減や間伐材の有効活用を促進するとともに、林内路網の計画的な整備を進め、森林の適正維持管理に努める。また、佐賀県森林環境税及び森林環境譲与税などを財源とした公的森林整備を推進する。【農林課】
- 市民と森林とのふれあいを一層進め、森林と川、海つながりや森林・林業・山村への理解を深めるとともに、県や関係団体、CSOとの連携を強化して市民協働による森林（もり）づくりや平坦地の緑づくりを推進する。【農林課】
- 多久の豊かな森・川の自然を守り未来に継承するため、森・川つながりを再認識し、環境保全意識を醸成する取組を推進する。【環境課、農林課、都市建設課】
- 森・川に関する環境保全活動のすそ野を拡大し、特に源流たる山を大切にす行動に結び付けるなどの持続的な市民活動へ発展させる。
【環境課、農林課、都市建設課】
- 肥沃な大地と豊かな海を育み、暮らしに必要な水を供給するなど森林の持つ多面的機能を将来にわたって発揮させるために、森林の働きや森林を守り育てる活動への市民理解を促し、市民協働による災害に強い多様な森林（もり）づくりを推進する。
【環境課、農林課、都市建設課】

5 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5-1 災害廃棄物の処理や土地の境界確認作業の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。
【環境課】
- 建築物の耐震化を促進することにより、大規模な地震発生時でも倒壊する建築物を減らし、災害廃棄物の発生抑制につなげる。
【都市建設課】

5-2 人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 災害時に、他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間団体等の各団体から人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用するため、受援計画の策定や応援協定等により、必要な人員等を速やかに確保し、復旧・復興を円滑に進める体制の維持・整備を図る。
【総務課、防災安全課、関係各課】

- 建築物応急危険度判定士、建築物耐震診断技術者、砂防ボランティア、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士の育成を図り、あらかじめ登録しておく。
【防災安全課】【都市建設課】

5-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策の確立を図るとともに、発災時における民間・NPO・ボランティア等の活動環境の整備をすすめる。
【防災安全課】
- 多久消防署と協力し、防火訓練等を計画的に実施。また、地域防災力の充実強化のため、中核を担う消防団の必要性・重要性について市報、行政放送、市ホームページ等で広報し、市民、地域の理解と協力のもと、消防団員の確保に努める。
【防災安全課】
- 災害時に治安を維持していくためには、平時から、市民一人ひとりの防犯意識や地域社会の連帯意識の高まりが大きな犯罪の抑止効果となることから、関係機関や団体と連携しながら、犯罪のない地域社会づくりに取り組む。
【防災安全課】
- コミュニティや住民自治に関する啓発・学習機会の充実を進め、市民のコミュニティ意識の高揚に努める。
【総合政策課】
- 地域の課題解決を目指すため、地域おこし協力隊や集落支援員を配置し、公益的な事業や自主的に実施されるコミュニティ活動に対し支援を行う。
【総合政策課】
- 定住奨励金制度の利用を促し、多久市での定住人口増加を図る。また、市外からの移住者を増やすために、移住フェアや地域おこしに関するイベント等で、多久の魅力をPRする。
【総合政策課】
- 災害に強いまちづくりを進めるため、空き家再生等推進事業を推進する。
【環境課】

【別紙4】重要業績指標

【別紙4】重要業績指標

指標	単位	現状 (25年)	26年	27年	28年	29年	30年	対応する リスクシナリオ
消防団員数	人	300	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加	前年度 より増加	1-1、1-2、1-3、1-5、 2-3、4-5、5-3
耐震性貯水槽(防火水槽)の整備数	カ所	44	44	46	46	48	48	1-1、4-5
ハザードマップの整備・更新	—	作成 (更新)	全戸 配布	必要に応じ見直し 修正を実施し、周知を行う				1-1、1-2、1-3、1-5、 2-1
防災行政無線の機能強化	—	—	必要に応じ運用方法の 検討機能強化を図る			基本設 計	工事	1-4、2-3、3-2
指定避難所における簡易(ラップ式)トイレ整備数	—	0	12	18	24	30	36	1-1、1-2、1-3、1-5、 2-1
指定避難所のうち学校体育館の空調設備整備箇所数	カ所	0	0	4	4	4	4	1-1、1-2、1-3、1-5、 2-1
自主防災組織等に対し、市が実施する防災研修・防災訓練延べ実施回数	回	8	8	8	8	8	8	1-1、1-2、1-3、1-5、 2-1
学校施設個別施設計画に基づく大規模修繕等実施箇所数	カ所	計画 策定	1	1	1	1	1	1-1、1-2、1-3、1-5
大規模建築物耐震化率(累計)	%	100	100	100	100	100	100	1-1、2-1、2-4、 4-1、4-2、4-4、 5-1
防災拠点建築物耐震化率(累計)	%	100	100	100	100	100	100	1-1、2-3、2-4、 3-1

指標	単位	現状 (25年)	26年	27年	28年	29年	30年	対応する リスクシナリオ
耐震化未実施の住宅に対する戸別訪問等の実施戸数(累計)	戸	120	130	140	150	160	170	1-1
汚水処理人口普及率	%	65.4	66.9	68.4	69.9	71.4	72.0	4-3
ため池の耐震整備箇所数(累計)	箇所	1	1	1	1	1	1	1-2、4-6、4-7
公園施設長寿命化事業の進捗率	%	0.0	18.0	32.0	43.0	53.0	61.0	1-1、1-2、1-3、2-1、 2-2、2-3、2-4、4-1、 4-2、4-4、4-5
間伐面積(毎年の整備面積)	ha	5	5	5	5	5	5	1-3、4-7
橋梁長寿命化修繕計画に基づく修繕実施数 (橋梁判定Ⅲの橋梁補修:13橋、残8橋 2025年度未現在)	橋	5	1	2	2	2	1	1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2- 3、2-4、4-1、4-2、4-4
管理不全による居住不可能な空き家数	戸	147	減少に 努める	減少に 努める	減少に 努める	減少に 努める	減少に 努める	1-1、5-3